

災害時要配慮者利用施設に係る 避難確保計画作成ガイドライン

【洪水（河川氾濫）編】



令和8年5月

広島市危機管理室



【改訂履歴】

平成 29 年 1 月 策定

平成 29 年 8 月 改訂

平成 30 年 3 月 改訂

平成 30 年 6 月 改訂

令和 元年 7 月 改訂

令和 3 年 5 月 改訂

令和 3 年 10 月 改訂

令和 4 年 4 月 改訂

令和 8 年 5 月 改訂

内容

1 総則	2
(1) はじめに.....	2
(2) 計画の作成にあたって.....	2
(3) 対象となる要配慮者利用施設.....	3
(4) 避難確保計画で定めるべき事項	3
2 河川氾濫による浸水被害に備えて.....	4
(1) 浸水危険性等の把握.....	4
(2) 防災情報の意味と入手方法.....	6
(3) 避難先・避難経路.....	1 2
(4) 行動計画の作成	1 6
(5) 避難訓練の実施・検証	1 8
(6) 職員への防災教育	1 9
3 避難確保計画の策定（作成例）	2 0
4 避難確保計画の報告	2 5
(1) 作成等までの流れ	2 5
(2) 報告先	2 5
(3) 提出物	2 6
資料 1 浸水想定区域指定河川位置図.....	2 8
資料 2 洪水浸水想定区域図について.....	2 9
資料 3 水位観測所と小学校区対応表	3 2
資料 4 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト	3 4

1 総則

(1) はじめに

- 近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しており、とりわけ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）について、被災が目立っています。
- こうした施設は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、また、一度災害が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあります。
- こうした被害の軽減を図るためには、堤防や下水道施設整備だけでなく、各施設において、浸水のおそれがある場合を想定して、行うべき活動やそのタイミングなどをあらかじめ定め、訓練等を通じて、職員全員で共有しておくことが必要不可欠です。
- このため、平成29年6月に水防法が改正され、浸水想定区域内に所在し、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとして広島市地域防災計画に定められた**要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①避難の確保に係る計画の作成及び市長への報告、②この計画に基づく避難訓練を実施しなければならないとされ、これまで努力義務(平成25年水防法改正)であったものが、義務化されました。**
さらに、令和3年5月の水防法の改正により、**避難訓練を実施した場合の、市長への訓練結果の報告が義務化されました。**
- **本ガイドラインは水防法第15条に基づき浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設として広島市地域防災計画に掲載された施設が、避難確保計画を作成するにあたって参考となる浸水危険性の確認方法、防災情報の意味や入手方法及び避難確保計画作成例などの情報を掲載しています。**
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、本ガイドラインを活用し、避難確保計画を作成し、これに基づく訓練を実施し、被害の軽減に努めることが必要です。

(2) 計画の作成にあたって

- 本ガイドラインは、新たに避難確保計画を作成することを念頭に示したのですが、消防計画や厚生労働省令等に基づく地震等の災害に対処するための具体的な計画（非常災害対策計画）を定めている場合には、**既存の計画に「洪水時の避難確保計画」の項目を追加することでも構いません。**
- 施設の利用者の自力避難困難の程度や従業員数等を把握し、施設の規模・構造や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。また、利用者数や従業員数が曜日や時間帯によって変動する場合には、それぞれの状況に応じて、検討しておくことが必要です。

(3) 対象となる要配慮者利用施設

本市では、洪水浸水想定区域内に所在し、下表の施設区分に該当する施設の名称及び所在地を広島市地域防災計画に掲載しています。

<p>社会福祉施設</p>	<p>(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅</p> <p>(2) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、1日型デイサービス事業所、短時間型デイサービス事業所</p> <p>(3) 療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、日中一時支援事業所</p> <p>(4) 救護施設</p> <p>(5) 原爆養護ホーム</p> <p>(6) 保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設</p> <p>(7) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、ファミリーホーム、児童相談所</p> <p>(8) 児童館、放課後児童クラブ</p>
<p>学 校</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p>
<p>医療機関</p>	<p>病院、診療所（入院病床を有するものに限る。）、助産所（入院病床を有するものに限る。）</p>
<p>その他</p>	<p>青少年教育施設（宿泊施設に限る。）</p>

(4) 避難確保計画で定めるべき事項

洪水時の避難確保計画に定めるべき事項は、以下のとおりです（水防法施行規則第16条）。

- ☞ 防災体制に関する事項 ……（従業員等の職務分担や指揮命令系統など）
- ☞ 避難の誘導に関する事項 ……（避難先、避難経路、避難誘導方法など）
- ☞ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - ……（情報収集・伝達や避難誘導に使用する施設・資器材など）
- ☞ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ☞ 自衛水防組織の業務に関する事項

2 河川氾濫による浸水被害に備えて

(1) 浸水危険性等の把握

まずは、立地場所の浸水危険性（どの河川からの氾濫により、どのくらいの深さの浸水が想定されているのか、また、どの地点から、どのくらいの時間で氾濫水がくることが想定されているのか）を確認しましょう。

① 洪水による浸水が想定される区域及び想定される浸水深について

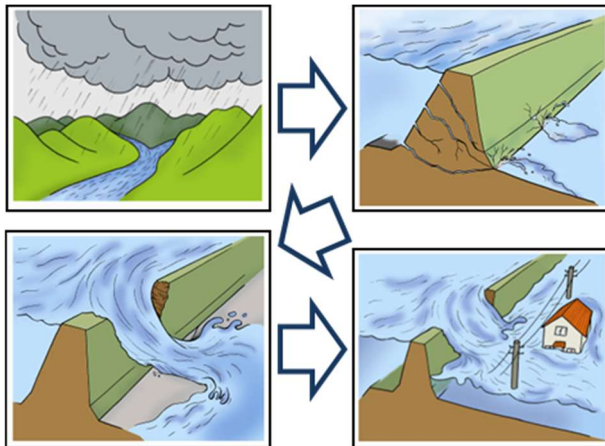
- 河川管理者において、氾濫した場合に相当の被害が生ずる河川をあらかじめ指定し、これらの河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（以下、「浸水想定区域」という。）が公表されています。
- 地域によっては、複数の河川の浸水想定区域に含まれるものもあります。
- 本市において、指定・公表されている河川は、下表のとおりです（水防法第14条）。

河川管理者	河川名
国土交通省	太田川、三篠川※、根谷川※、古川、旧太田川、元安川、天満川
広島県	府中大川、安川、鈴張川、三篠川※、根谷川※、南原川、瀬野川、八幡川、水内川、岡ノ下川、猿猴川、京橋川

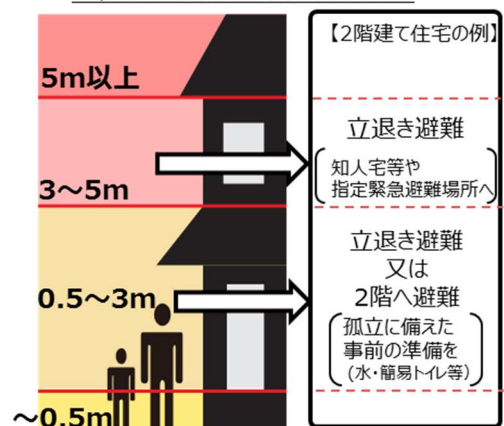
※ 三篠川及び根谷川は、国管理区間と県管理区間に分かれています。

【資料編「1 浸水想定区域指定河川位置図」】

河川氾濫メカニズム（イメージ図）



想定浸水深と避難行動の目安



浸水想定区域は、一定の降雨を想定し、ある地点から氾濫した場合の浸水区域や深さを計算し、これらを重ね合わせ、最も広い範囲を浸水想定区域とし、箇所ごとに最も深い水深が表示されています

一部の河川では、これまでの計画規模の降雨を想定したものに加えて、想定し得る最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域が公表されています。

本市における避難確保計画は、計画規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域や浸水深を基に作成します。

- 本市では概ね小学校区ごとに、浸水想定区域や浸水深などを掲載したハザードマップを作成しています。洪水ハザードマップは、本市ホームページの以下のサイトから確認することができます。

「広島市洪水ハザードマップ」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html>



- なお、広島市洪水ハザードマップは計画規模の洪水浸水想定区域図をもとに作成しています。想定最大規模降雨を想定した浸水想定区域図は、太田川河川事務所又は広島県河川課で確認できます。

【資料編 「2 浸水想定区域図の種類等について」】

② 氾濫シミュレーションについて

- 一部の河川では、氾濫想定地点からの氾濫水の到達時間を確認することができます。

「浸水ナビ」(国土交通省) <http://suiboumap.gsi.go.jp/>

- 現在、検索可能な河川は、下表のとおりです。

河川管理者	河川名
国土交通省 (令和3年9月時点)	太田川、根谷川、三篠川、 古川、元安川、旧太田川、 天満川
広島県 (令和2年7月時点)	府中大川、岡ノ下川、 鈴張川、南原川



ポイント

- ☞ 想定浸水深と施設階数を比較して、何階まで浸水するおそれがあるか確認しておくことが重要です。
- ☞ 避難経路等の検討を行うため、施設の立地場所だけでなく、施設周辺の浸水想定状況も併せて確認しておきましょう。

(2) 防災情報の意味と入手方法

防災体制の設置や避難誘導開始などのタイミングを決めるため、防災情報の意味を理解し、入手方法を決めておきましょう。

- 洪水に関する防災情報には、以下の3つがあり、それぞれ発表する機関や発表単位が異なります。

種別	発表等機関	説明	発表等の単位
気象情報	広島地方気象台	降雨等をもとに発表するレベル2大雨注意報等	区
河川情報	河川管理者※	特定の河川の水位に基づく情報	原則、河川単位
避難情報	広島市（区）	河川情報等をもとに発令する避難指示等	原則、小学校区

※河川管理者とは、その川を管理している機関で、国土交通省又は広島県になります。

小学校・中学校の通学区域一覧（広島市）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html>

① 気象情報

- 大雨に関する情報は、レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報の4種類があります。
- 河川氾濫に関する情報は、レベル2氾濫注意報、レベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル5氾濫特別警報の4種類があります。
- これらの情報は、流域雨量指数という、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標を用いて判断され、市域内のいずれかの河川が、一定の基準を超える場合に、広島市内全域を対象に発表されます。
- 基準や平坦地の区分等の詳細は気象庁 HP「[警報・注意報発表基準一覧表（広島県）](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hiroshima.html)」をご確認ください。（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hiroshima.html>）

② 河川情報（レベル〇氾濫〇〇報、レベル〇氾濫〇〇情報）

- 河川情報が発表される河川は、一定の流域面積を有しているため一定の水位予測が可能な**洪水予報河川**と、水位に到達した旨の情報が発表される**水位周知河川**の2種類があります。洪水予報河川及び水位周知河川で発表される河川情報の名称は下表のとおりです。

洪水予報河川	太田川（上流・下流）、三篠川（国）、根谷川（国）
水位周知河川	府中大川、安川、鈴張川、三篠川（県）、根谷川（県）、南原川、瀬野川、八幡川、水内川、岡ノ下川、古川、旧太田川、元安川、天満川

※ 太田川は、安佐北区亀山一丁目（左岸）、安佐南区八木町字馬淵（右岸）で発表区間が分かれます。


- 下表のとおり洪水予報河川においては、今後の水位上昇の見込み等が加味されて発表されます。一方、水位周知河川については、今後の水位予測が困難なため、設定した水位に到達した時点で、発表されます。

洪水予報河川		水位周知河川		(参考) 避難情報との関係
レベル2 氾濫 注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、今後も水位上昇が予測される場合 など	レベル2 氾濫 注意 情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達した場合	
レベル3 氾濫 警報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる場合 など	レベル3 氾濫 警戒 情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達した場合	「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令判断の目安
レベル4 氾濫 危険 警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した場合 など	レベル4 氾濫 危険 情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した場合	「【警戒レベル4】避難指示」の発令判断の目安
レベル5 氾濫 特別 警報	氾濫が発生または切迫した場合	レベル5 氾濫 発生 情報	氾濫が発生した場合 など	「【警戒レベル5】緊急安全確保」の発令判断の目安

- 河川情報は、一定の水位に基づき発表されることとなりますが、各河川には、一つ又は複数の基準となる水位観測所が設定されています。【資料編「3 水位観測所と小学校区対応表」】

③ 避難情報

- 本市では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、気象情報や河川情報等をもとに、避難指示等の避難情報を発令します。
- 避難情報は、災害発生の高まりの程度に応じて、4つの段階があり、それぞれの避難情報に応じた住民等がとるべき避難行動は下表のとおりです。
- なお、避難情報は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであり、一人ひとりに対して個別に発令するものではありません。また、突発的な災害でいきなり【警戒レベル4】避難指示を発令することや避難指示等の発令自体が間に合わないこともあることに留意が必要です。

避難情報の種別	とるべき避難行動
注意喚起	避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難の準備をしてください。それ以外の方については、気象情報に十分注意してください。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、 避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開始 してください。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。それ以外の方については、気象情報に十分注意し、避難の準備を行うとともに、危険だと思ったら早めに避難してください。
【警戒レベル4】 避難指示	直ちに避難を開始してください。 屋外の移動に危険を伴う場合は、屋内の高いところに避難してください。 
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難してください！ ~~~~~	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとってください。

#### ④ 防災情報の入手方法

防災情報と 主な入手方法		市防災情報 メール	防災 アプリ	緊急速報 メール	テレビ (NHK データ放送)	インターネット (主なサイト)
気象情報	レベル〇大雨〇報	〇 ※ 2	〇	×	〇	・広島市防災ポータル ・気象庁 HP ・広島県防災 web
	レベル〇氾濫〇〇報					
河川情報	レベル〇氾濫〇〇 情報				×	一部の水位 情報のみ
避難情報	注意喚起	※ 2	×	×	〇	・広島市防災ポータル
	【警戒レベル3】 高齢者等避難					
	【警戒レベル4、5】 避難指示 緊急安全確保※ 1		〇	〇		

※ 1 「【警戒レベル5】緊急安全確保」は、必ず発令される情報ではありません。

※ 2 水位到達情報については、水位に到達した場合に、各水位に応じた避難情報として配信します（レベル2 氾濫注意情報除く）。

#### ■ 広島市防災情報メール



本市では、あらかじめ登録されたメールアドレスに防災情報を配信しています。防災情報メールは、自動で届くため、確認が容易で、停電時にも確認することができます。

QRコードを読み取り、空メール  
(件名・本文不要)を送信する

QRコード⇒



●「広島市防災情報メールの登録方法について」(広島市)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17955.html>

#### イメージ



(発令)【警戒レベル4】避難指示(〇区)

〇〇区災害対策本部から【警戒レベル4】避難指示の発令についてお知らせします。

【対象区域】〇〇小学校区の〇〇川洪水想定区域

【開設する避難場所】〇〇小学校

〇〇川がはん濫する危険性が極めて高まっているため、対象区域に【警戒レベル4】

避難指示を発令しました。〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。

また避難できていない方は避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅などへ緊急に避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、付近の堅固(鉄筋コンクリート造等)な建物の上階や自宅の上階に緊急に避難してください。

## ■ 防災アプリ

ひろしま避難誘導アプリ「避難所へ Go !」は、避難情報が発令された際に、発令された地域内のスマートフォンに通知するとともに、最寄りの避難所への避難ルート、細かい操作をすることなく簡単に表示することができます。

また、地図上で、現在地の災害種別ごとの危険度（ハザード情報）を確認することもできます。ご登録ください。



- 「ひろしま避難誘導アプリ「避難所へ Go !」を運用しています」（広島市）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/138186.html>

## ■ 緊急速報メール

携帯電話各社を通じて配信される緊急速報メールは、対応の携帯電話等であれば、登録不要で強制的にメールが届きます。ただし、配信される情報量に制限があるため、防災情報メールと併用して活用してください。



## ■ テレビ（NHK データ放送）

NHK では、**d ボタン** を押し、「防災・生活情報」のメニューで、河川水位・雨量、避難情報及び開設避難所などの情報を確認することができます。



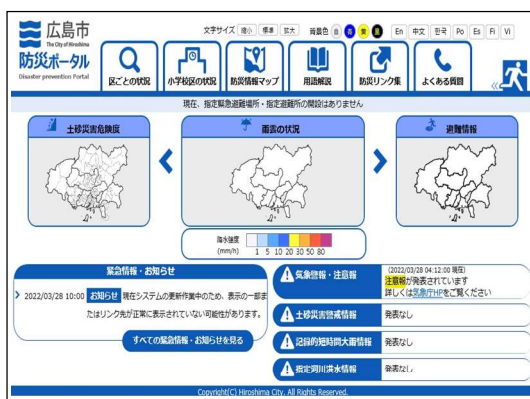
## ■ 広島市防災ポータル

広島市防災ポータルは、避難情報はもちろん本市に関連する気象情報や河川情報などの防災情報を集約し提供しています。日ごろは天気予報や雨雲の状況を確認することができますので、お気に入り登録（ブックマーク）しておく大変便利です。

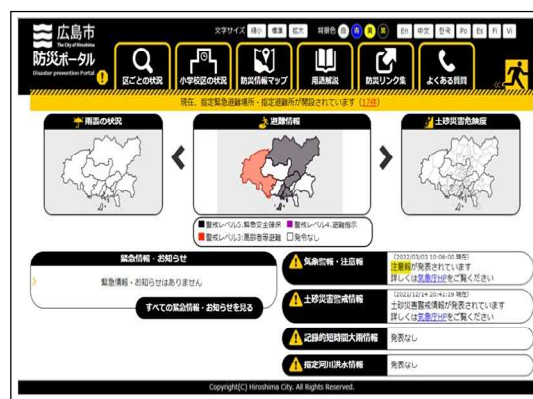


- 「広島市防災ポータル」 <http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>

### 平常時



### 緊急時



## ■ 広島県防災 web

広島県防災 web は、広島県危機管理課によって運営されている、広島県の防災・災害時の情報ポータルサイトです。気象情報や水位の観測情報に加えて、避難情報も確認することができます。

また、河川情報に特化した「広島県河川防災情報システム」でも確認することができます。

- 「広島県防災 web」(広島県) > 観測情報

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/?p=top>

## ■ 広島県防災情報メール (広島市防災情報メールとは異なります。)

広島県防災情報メールでは、あらかじめ設定した水位に到達した場合に、リアルタイムで情報を受け取ることができます。



- 情報収集に必要な資器材を整備し、定期的に点検するなど維持管理に努める必要があります。

活動の区分	使用する設備又は資器材 (例)
情報収集	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、 <u>携帯電話用バッテリー</u>

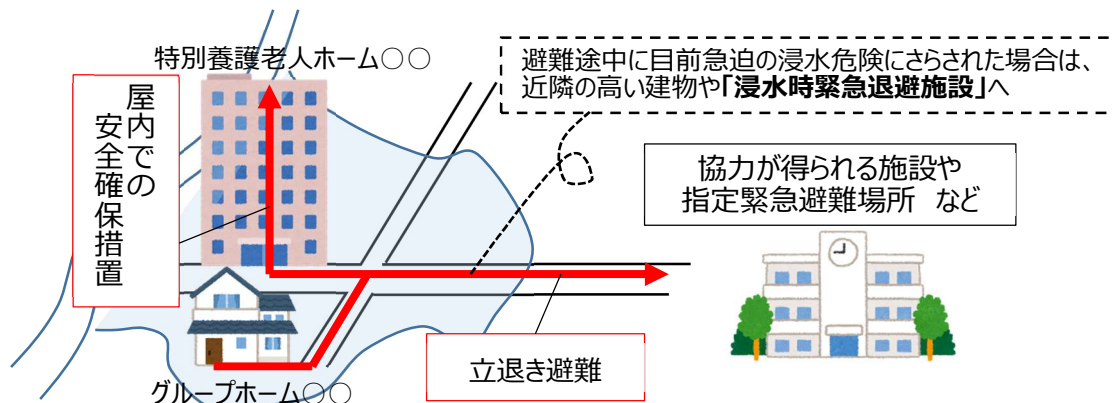


### ポイント

- ☞ まずは、避難情報の意味を理解し、職員全員で広島市防災情報メールに登録しましょう。
- ☞ 避難情報は、小学校区単位を基本として発令します。施設が所在する小学校区をあらかじめ確認しておきましょう。

### (3) 避難先・避難経路

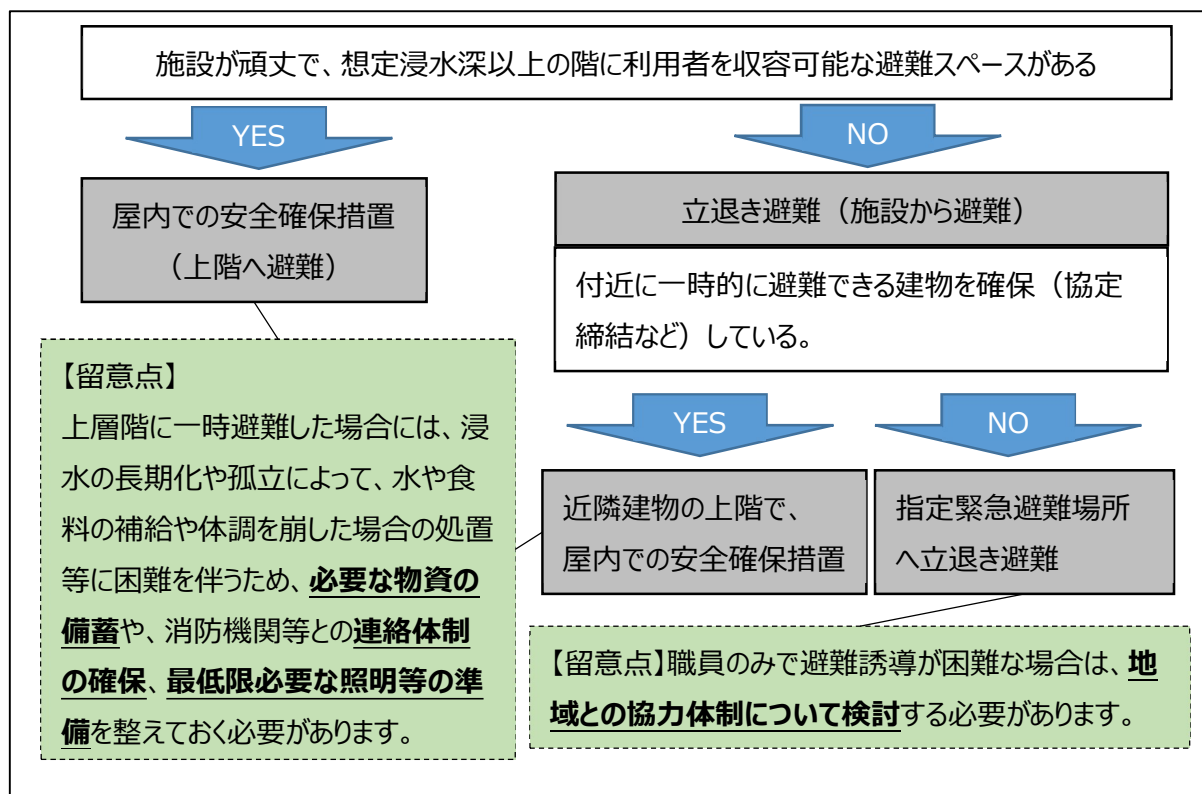
浸水危険性と施設状況に応じて、避難先を検討するとともに、避難先に至るまでの避難経路についても、あらかじめ検討しておきましょう。



#### ① 避難先について

- 河川との関係（規模、河川からの距離、想定浸水深）、施設状況（施設利用者の人数、自力避難困難な方の程度、職員数、地域との協力体制、避難経路上の危険性や距離）、さらには避難指示等が発令された場合の周囲の状況も考慮し、事前に複数の避難先を検討しておく必要があります。
- 避難先の検討にあたっては、下図のフローを参考としてください。ただし、施設や利用者の状況によって、状況が異なることから、管理する施設の状況を踏まえて避難先を検討する必要があります。

#### <避難先検討参考フロー>



- 「立退き避難」の場合は、施設間であらかじめ協定締結している施設や市の開設する指定緊急避難場所へ移動することが考えられます。本市が指定する避難場所には主に以下の2つがあります。

市開設避難場所	意味
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための施設又は場所で、 <b>高齢者等避難等の発令に伴い</b> 開設する避難場所です。主に、学校、公民館などを指定しています。原則、小学校区に1箇所、拠点的な指定緊急避難場所を開設します。
指定避難所 (生活避難場所)	発災後に <b>自宅等での生活が困難となった方が、避難生活を送る</b> ための施設です。主に、学校の体育館を指定しています。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設もあります。

### <指定緊急避難場所と指定避難所の違い>



- 指定緊急避難場所は、以下のサイトから確認することができます。

●「指定緊急避難場所一覧表」(広島市)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html>

- **指定緊急避難場所は、一度にすべての施設を開設するものではありません。**開設タイミングは以下のとおりで、開設された施設は、市防災情報メール、市防災ポータルやNHKのデータ放送などで確認することができます。

種別	指定緊急避難場所の開設
【警戒レベル3】 高齢者等避難	原則、 <b>小学校区で1箇所拠点的な施設</b> を開設します。
【警戒レベル4】 避難指示	必要に応じて、順次開設します。

## ② 避難経路について

- 「立退き避難」を行う場合の避難経路については、河川や海からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、誘導する人数、避難する人数や程度等も考慮して、浸水想定区域等を確認し、可能な限り標高が高い道路を選定することが必要です。

### 内水とは・・・

- 河川が増水し氾濫する洪水とは異なり、大雨による下水道の雨水排水能力の不足や放流先である海や川の水位上昇によって雨水を排水できないことによる浸水を指し、道路冠水や地下空間への水の流入などの浸水被害を及ぼすものです。
- 本市の中心市街地デルタの7地区では、浸水（内水）浸水想定区域を公表しています。
- 地下に発電設備等がある場合には注意が必要です。

- 「浸水（内水）ハザードマップ」（広島市）

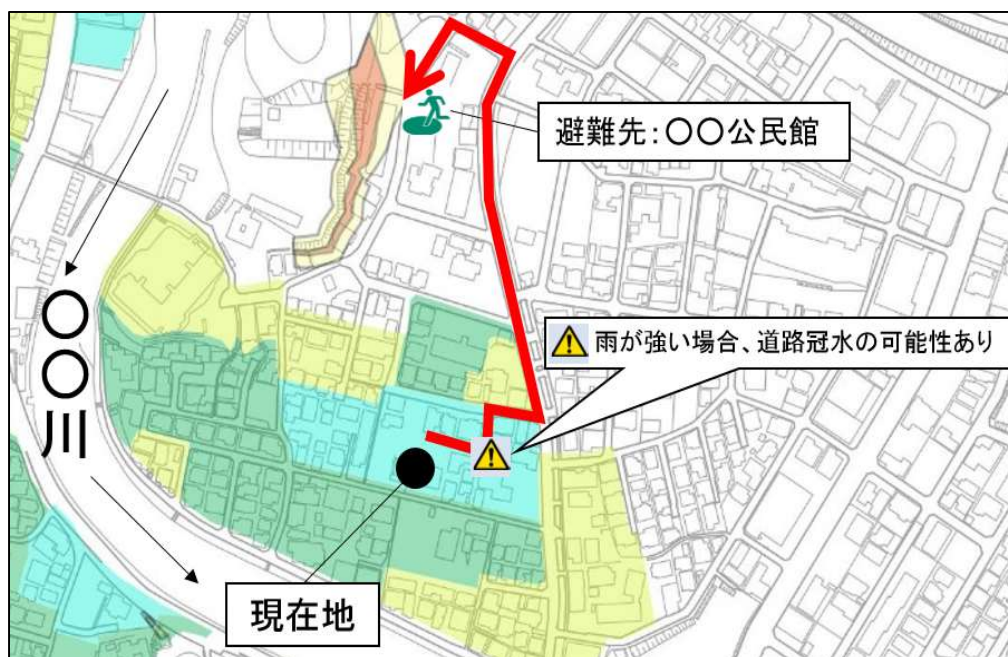
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

- 「屋内での安全確保措置」として上層階への一時避難の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する必要があります。
- 洪水と同じく雨によって発生する土砂災害のおそれのある区域にも留意する必要があります。土砂災害のおそれのある区域は、以下のサイトから確認することができます。

- 「土砂災害ポータルひろしま」（広島県）

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

- 避難先までの避難経路図をあらかじめ作成しておきましょう。



### ③ 避難誘導について

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置等を具体的に定めておく必要があります。



- 利用者の状況や職員数を踏まえて、先に、避難に時間のかかる方の避難誘導を行った後に、他の方を避難させるなど、段階的な避難誘導を行うことも考えられます。

- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。

- 目の不自由な利用者がある場合、夜間の屋外への避難にあたっては、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないようルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫を行ってください。

- 避難誘導にあたり、必要な資器材を検討し、あらかじめ準備しておきましょう。

活動の区分	使用する設備又は資器材（例）
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

- 避難誘導に必要な職員の確保が困難な場合は、地域との協力体制を構築するなどの対応を検討しておきましょう。



### ポイント

- ☞ 想定浸水深及び施設の構造・備蓄状況を踏まえて、施設上階への避難でよいのか、施設からの立退き避難が必要なのか検討しておきましょう。
- ☞ 避難誘導にあたって、避難に時間のかかる方のみ早めの避難を行うなど段階的な対応についても考慮して検討しましょう。
- ☞ 職員のみでの避難誘導が困難な場合に備えて、地域と協力体制を構築しましょう。

#### (4) 行動計画の作成

施設の利用状況等に応じて、避難誘導等を含めた具体的な活動内容を検討し、どのタイミングで誰が行うのか、あらかじめ決めておきましょう。

(作成例)

段階	気象情報		避難情報 (広島市)	職員の活動内容	
				情報収集伝達要員	避難誘導要員
第1段階	レベル2 大雨 注意報	レベル2 氾濫 注意報	/	<b>注意体制</b>	
				・ <u>情報収集を開始</u>	
第2段階	レベル3 大雨 警報	レベル3 氾濫 警報	注意喚起 (全市域)	<b>警戒体制</b>	
				・情報収集 ・保護者等へ事前連絡	・避難誘導に係る資器材の準備・確認
第3段階			【警戒レベル3】 高齢者等避難 (小学校区単位)	<b>非常体制</b>	
				・情報収集 ・保護者等へ連絡	・地域への協力依頼 ・ <u>自力避難が困難な方の避難誘導開始</u>
第4段階	レベル4 大雨 危険 警報	レベル4 氾濫 危険 警報	【警戒レベル4】 避難指示 (小学校区単位)	・上記以外の方の避難誘導開始	
				<b>警戒レベル4までに必ず避難する。</b>	
第5段階	レベル5 大雨 特別 警報	レベル5 氾濫 特別 警報	【警戒レベル5】 緊急安全確保	・保護者への報告	・避難完了 ・利用者等の引渡し

#### ① 活動内容について

- 施設の状況に応じて、気象情報等の収集から避難誘導完了（又は引渡し）までの洪水時における活動内容について検討する必要があります。
- その際、利用者等の引き渡し等の比較的時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難先で実施することが望ましい。
- 利用を中止する基準についてもあらかじめ検討しておきましょう。

(例：学校の休校、外来診療やデイサービスなどの事業の中止 など)

## ② 体制の区分と設置基準

- 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定する必要があります。ただし、**情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。**

<体制の名称と意味>

<b>注意体制</b>	気象情報や今後の雨雲の動きなどの <b>情報収集を開始する体制</b>
<b>警戒体制</b>	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、 <b>避難誘導の準備などを行う体制</b>
<b>非常体制</b>	引き続き、情報収集を行うとともに、 <b>避難誘導を開始する体制</b>

- 特に、夜間・休日等で職員の招集が必要な場合は、体制が移行した場合に迅速に活動が行えるよう、あらかじめ職員を確保しておく必要があります。
- 体制ごとの設置の基準は、河川からの氾濫水の到達時間と避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定する必要があります。
- **情報収集を開始する基準**は、レベル2大雨注意報発表（洪水予報河川の場合は、対象となる河川におけるレベル2氾濫注意報発表）が一つの目安となります。
- **避難誘導を開始する基準**は、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された段階が基本となります。
- 急激な気象の変化などにより、「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令せず、「避難指示」等を発令する場合もあるため、急な対応があり得ることも考慮することが重要です。

## ③ 対応要員

- 各活動内容に必要な人数を考慮して、あらかじめ対応要員を決めておく必要があります。ただし、災害時には、すべての職員が招集できるとは限らないため、あらかじめ職員全員で活動内容を共有しておく必要があります。
- 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。



### ポイント

- ☞ まずは、情報収集開始（注意体制）及び避難誘導開始（非常体制）のタイミングを決めましょう。
- ☞ 各体制設置のタイミングは、避難完了に至るまでの各活動内容にかかる時間を逆算して設定していくことが有効です。
- ☞ 行すべき活動内容を洗い出し、それらを時系列に並べ、必要な人数を検討し、対応要員を定めましょう。

## (5) 避難訓練の実施・検証

計画作成後は、計画に基づき、避難訓練を実施しましょう。

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することが必要不可欠です。**避難訓練は、原則として年1回以上実施するようにしてください。**
- 訓練の内容としては以下があげられます。
  - ・ 情報伝達訓練（どこからどの情報を収集し、どのように施設内部で共有し、関係機関及び利用者の保護者等に連絡するのかが確認・検証）
  - ・ 利用者の避難誘導訓練（立退き避難及び垂直避難の避難誘導方法や避難に要する時間等を確認・検証）
  - ・ 避難経路等の確認（避難経路上の危険箇所等を確認・検証）
  - ・ 非常持ち出し品の確認訓練（避難の際の持ち出し品や備蓄物資の確認・検証）



- 訓練終了で終わるのではなく、実施後には、参加者全員で意見交換や検証を行い、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 図上で行う訓練も訓練の一つです。最初から全ての訓練の実施ができない場合でも、できるところから部分的に実施していくことが重要です。
- **訓練の実施結果は、訓練実施後概ね1か月以内に、広島市長（危機管理室災害予防課）あて報告してください。**報告の際、訓練状況の分かる写真を添付してください。



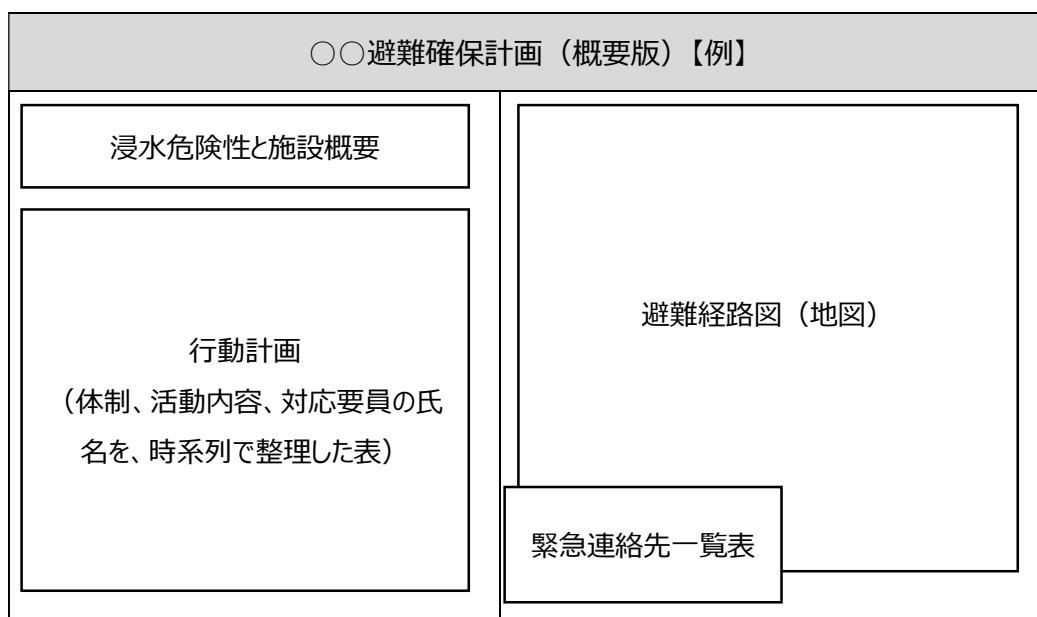
### ポイント

- ☞ 訓練は、形式的なものとならないよう、ねらいを明らかにして、継続的に実施することが重要です。
- ☞ 最初から、計画の全てを行うのではなく、できるところから部分的に実施していくことが、実効性のある継続的な実施につながります。

## (6) 職員への防災教育

定期的に職員研修を実施しましょう。

- 施設職員が一丸となって対応を行うためには定期的な研修等による職員全員間のリスクコミュニケーションが大変重要です。
- 例えば、定期的に以下のような研修を行うことが考えられます。
  - **新入社員を対象とした研修**  
**新入社員全員に防災情報メールの登録を促す**とともに、施設の立地状況や緊急時の活動内容について共有を図りましょう。
  - **全従業員を対象とした研修**  
定期的な防災訓練の前に研修会を開催し、活動内容等をあらかじめ確認しておくことも重要です。
- 職員間で災害リスクや非常時の対応を日頃から共有するため、行動計画と避難経路図などを抜粋した避難確保計画の概要版を作成し、事務室など見やすい場所に掲示し、日頃から職員が確認できるようにしておくことも大変有効です。



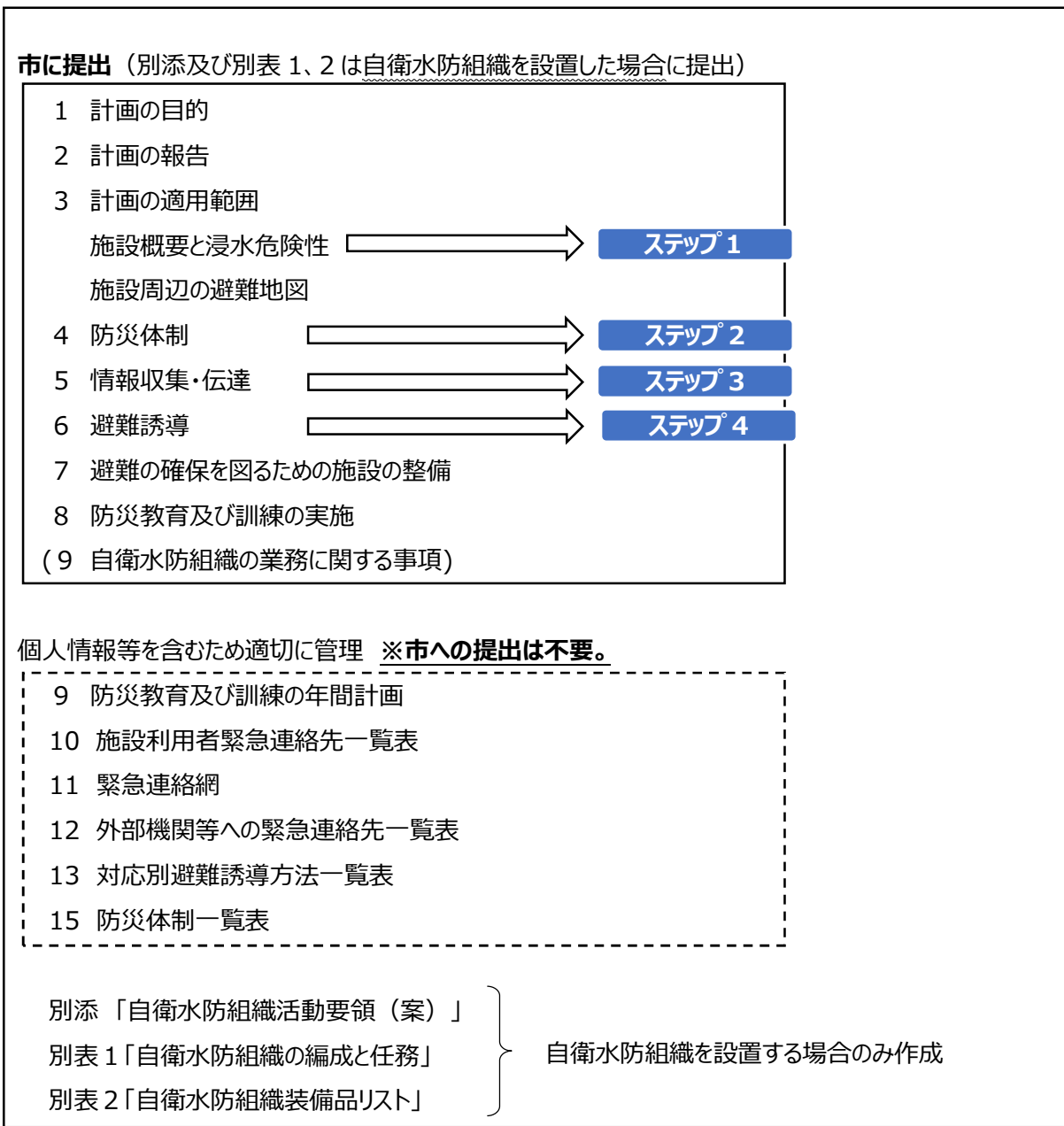
### ポイント

- ☞ 管理者がリーダーシップを発揮し、職場全体で取り組むことが重要です。
- ☞ 避難確保計画の概要版を作成し、事務室など見やすい場所に掲示し、日頃から職員が確認できるようにしておくことも大変有効です。

### 3 避難確保計画の策定（作成例）

- 避難確保計画の構成例は次のとおりです。
- 別冊の「洪水時の避難確保計画例」を活用し、必要に応じて、本ガイドラインの「2 河川氾濫による浸水被害に備えて」の該当ページを参照しながら、加筆・修正し、実情にあった計画を作成していきましょう。

#### <構成例>



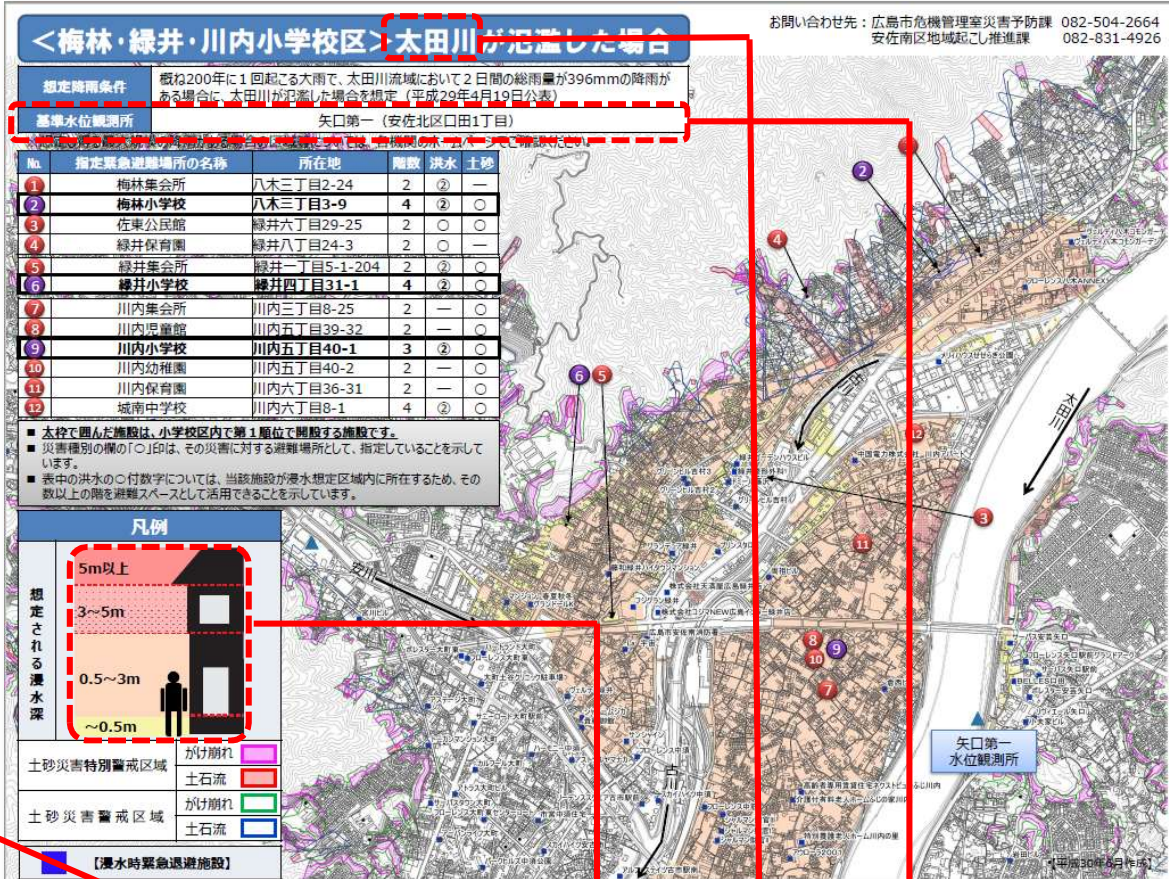
ステップ1

施設概要と浸水危険性【本ガイドライン参考箇所 2(1)】

まずは、施設の概要と浸水危険性を確認しましょう。

本市では、概ね小学校区ごとに洪水ハザードマップを作成していますので、これ入手し、下表を記入しましょう。所在地の小学校区が不明な場合は、以下のサイトから確認できます。

広島市洪水ハザードマップ	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html</a>
小学校・中学校の通学区域一覧	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/16071.html</a>



【施設概要】

小学校区	○○小学校区		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	建物階数(使用階)	○階(○階~○階)
従業員数	昼： ○人	夜間： ○人	休日： ○人
利用者数	昼： ○人	夜間： ○人	休日： ○人

【浸水危険性】

対象河川	○○川	水位観測所名	○○水位観測所
想定浸水深	計画規模	○m以上~○m未満(○階まで浸水)	
	想定最大規模		

(参考) 想定浸水深と建物階高の関係性

- 想定浸水深：0.5m未満 → 床下まで浸水
- 想定浸水深：0.5~3.0m → 1階まで浸水
- 想定浸水深：3.0~5.0m → 2階まで浸水

ステップ 2

防災体制【本ガイドライン参考箇所 2(2)、(3)】

次に、利用者を安全な場所まで避難させるため、危険度の段階に応じた活動内容とそのタイミングを決めましょう。タイミングの目安や体制の意味は下表のとおりです。

施設の状況に応じて、加筆・修正を行いましょう。

<体制の名称と意味>

体制種別	設置のタイミングの目安	各体制の主な活動内容
注意体制	レベル2 大雨注意報発表	気象情報や今後の雨雲の動きなどの情報収集を開始する体制
警戒体制	レベル3 大雨警報発表	引き続き、情報収集を行うとともに、状況悪化に備え、避難誘導の準備などを行う体制
非常体制	「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された段階が基本	引き続き、情報収集を行うとともに、避難誘導を開始する体制

< 体制設置のタイミングと活動内容 例 >

段階	気象情報		避難情報 (広島市)	職員の活動内容	
	レベル	気象情報		情報収集伝達要員	避難誘導要員
第1段階	レベル2	大雨注意報	注意喚起 (全市域)	注意体制	
	レベル2	氾濫注意報		・情報収集を開始	
第2段階	レベル3	大雨警報	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (小学校区単位)	警戒体制	
	レベル3	氾濫警報		・情報収集 ・保護者等へ事前連絡 ・状況が悪化した場合の対応について協議 (職員増員の検討、役割分担再確認など)	・避難誘導に係る資器材の準備・確認
第3段階			【警戒レベル4】 避難指示 (小学校区単位)	非常体制	
				・情報収集	・要配慮者の避難誘導開始 ・地域への協力依頼
第4段階	レベル4	大雨危険警報	【警戒レベル5】 緊急安全確保	警戒レベル4までに必ず避難する。	
	レベル4	氾濫危険警報		・保護者への報告	・避難完了 ・利用者等の引渡し
第5段階	レベル5	大雨特別警報			

ここでは、どういったツールで情報を入手するかを決めます。

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりです。施設内の設備等に応じて、どのツールにより情報を収集するか、記入しましょう。

収集する情報		収集方法
気象情報		広島市防災情報メール、ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」、テレビ（データ放送含む）、ラジオ、広島県防災情報メール インターネット（広島市防災ポータル、気象庁 HP 等）
避難情報	注意喚起	広島市防災情報メール
	【警戒レベル3】 高齢者等避難	ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」、 テレビ（データ放送含む）、ラジオ、 インターネット（広島県防災 web）
	【警戒レベル4、5】 避難指示 緊急安全確保	緊急速報メール（エリアメール）

収集する情報		収集方法
気象情報		
避難情報	注意喚起	
	【警戒レベル3】 高齢者等避難	
	【警戒レベル4、5】 避難指示 緊急安全確保	

避難先、避難先までの距離と移動手段を整理しましょう。

避難先は、市の開設する指定緊急避難場所やあらかじめ協定等を締結している施設などが考えられます。指定緊急避難場所は、洪水ハザードマップに一覧表を掲載していますので、参考にしてください。

なお、指定緊急避難場所については、ハザードマップ作成後に変更がある場合がありますので、最新の一覧表も確認しておきましょう。

指定緊急避難場所一覧表 (広島市 HP)	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17834.html</a>
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**<梅林・緑井・川内小学校区>太田川が氾濫した場合**

お問い合わせ先：広島市危機管理室災害予防課 082-504-2664  
安佐南区地域起こし推進課 082-831-4926

想定降雨条件	概ね200年に1回起こる大雨で、太田川流域において2日間の総雨量が396mmの降雨がある場合に、太田川が氾濫した場合を想定（平成29年4月19日公表）
基準水位観測所	矢口第一（安佐北区口田1丁目）

No.	指定緊急避難場所の名称	所在地	階数	洪水	土砂
①	梅林集会所	八木三丁目2-24	2	②	—
②	梅林小学校	八木三丁目3-9	4	②	○
③	佐摩公民館	緑井六丁目29-25	2	○	○
④	緑井保育園	緑井八丁目24-3	2	○	—
⑤	緑井集会所	緑井一丁目5-1-204	2	②	○
⑥	緑井小学校	緑井四丁目31-1	4	②	○
⑦	川内集会所	川内三丁目8-25	2	—	○
⑧	川内児童館	川内五丁目39-32	2	—	○
⑨	川内小学校	川内五丁目40-1	3	②	○
⑩	川内幼稚園	川内五丁目40-2	2	—	○
⑪	川内保育園	川内六丁目36-31	2	—	○
⑫	城南中学校	川内六丁目8-1	4	②	○

■ 太枠で囲んだ施設は、小学校区内で第1順位で開設する施設です。  
 ■ 災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。  
 ■ 表中の洪水の○付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

避難先となる、一覧表の指定緊急避難場所又は協定締結施設、法人関連施設などを記入しましょう。

なお、一覧表のうち太枠で囲んだ施設は、小学校区内で、第1順位で開設する施設です。

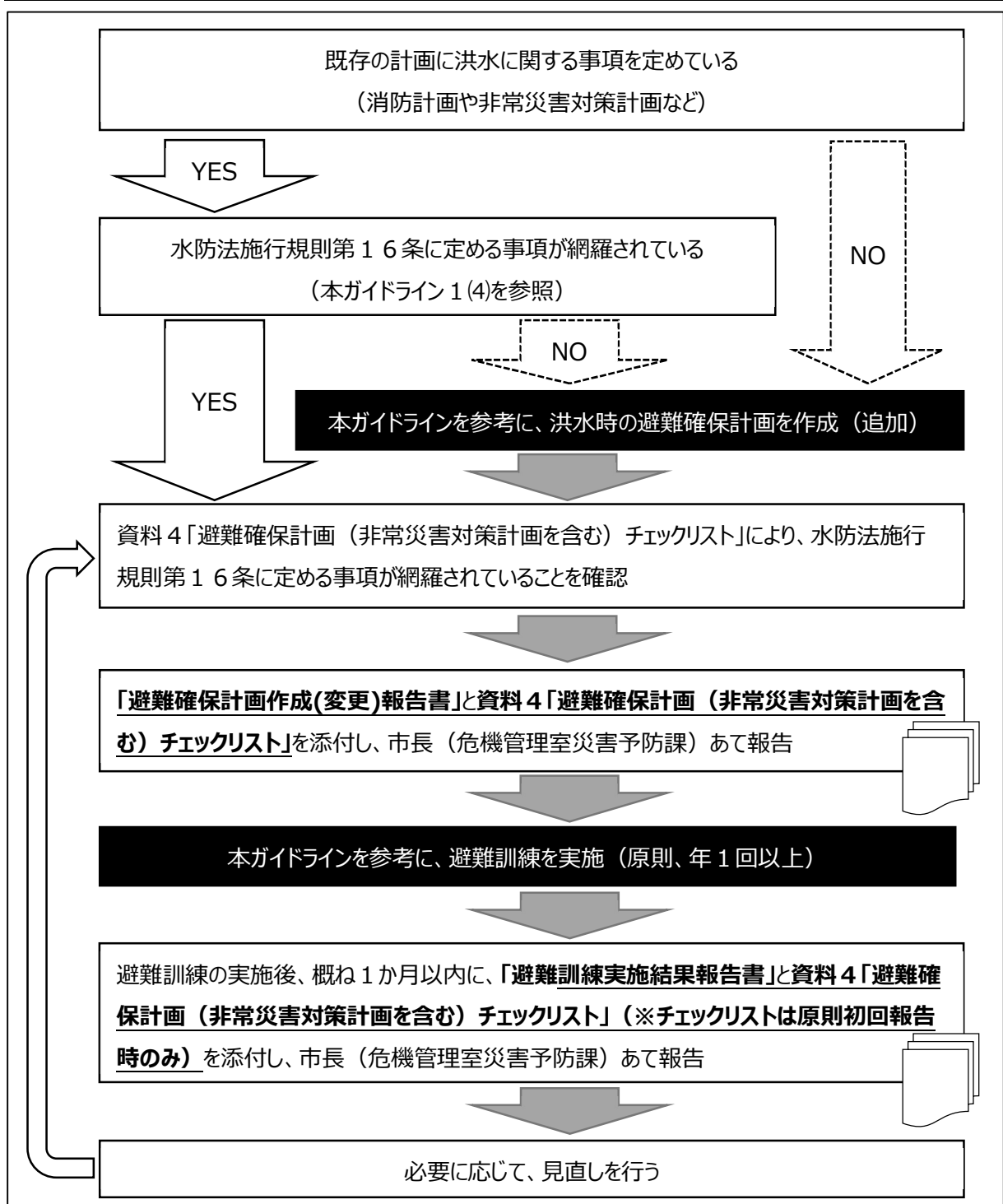
貴施設の想定浸水深以上の階で、避難スペースとなる部屋の名称などを記入しましょう。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	○○小学校	(       ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 (       ) 台
屋内安全確保	○階 ○○室		

※ 避難先を複数確保している場合は、必要に応じて行を追加してください。なお、複数確保している場合は、いざという時に迷わないよう、どういった場合に、どの場所に行くのか整理しておきましょう。

## 4 避難確保計画の報告

### (1) 作成等までの流れ



### (2) 報告先 (メール又は郵送等)

広島市危機管理室災害予防課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (市役所本庁舎13階)

電話番号：082-504-2664 FAX：082-504-2802

Mail：[saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp)

### (3) 提出物

---

#### ■ 避難確保計画を作成(変更)した場合

- ① 避難確保計画作成(変更)報告書 …… 2部
- ② 洪水時の避難確保計画 …… 2部  
※ 消防計画等の他の計画内に規定している場合は、当該計画を提出してください。
- ③ 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト …… 2部

#### ■ 避難確保計画に基づき、避難訓練を実施した場合

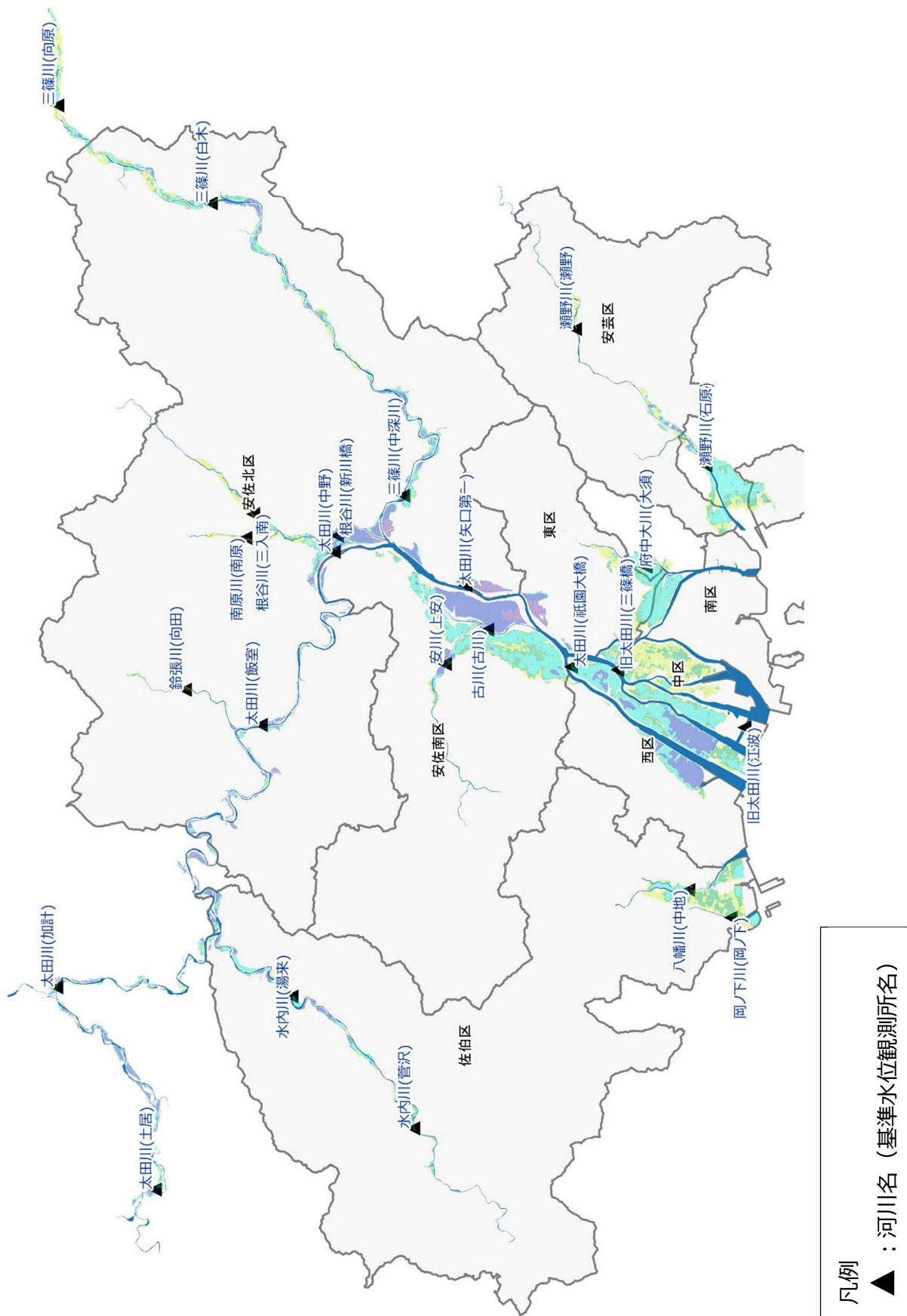
- ① 避難訓練実施結果報告書 …… 2部  
※ 訓練状況の分かる写真を添付してください。
- ② 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト …… 2部  
※ 原則、初回報告時のみ提出が必要です。

#### (その他注意事項)

- ・ 郵送により報告される場合、本市が1部受付印を押印し返送しますので、切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- ・ 避難確保計画の作成(変更)時に、「避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を提出された場合であっても、避難訓練実施結果の報告の際には、原則、初回報告時のみ「避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」の提出が必要です。
- ・ 様式は、以下のサイトのダウンロード一覧から入手してください。
  - 災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について  
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17902.html>)

# 資料編

資料1 浸水想定区域指定河川位置図



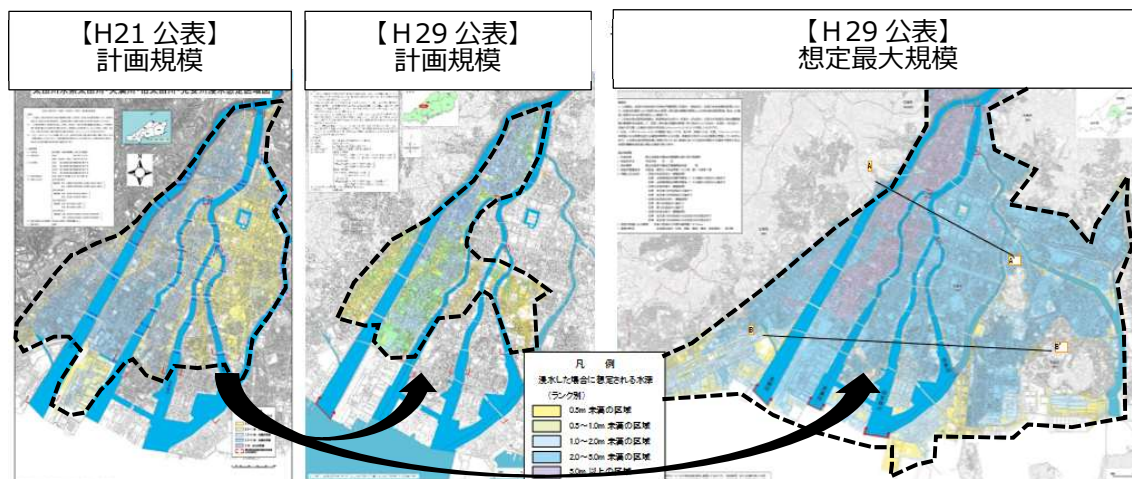
## 資料 2 洪水浸水想定区域図について

### 1 洪水浸水想定区域の種類について

洪水浸水想定区域は、水防法に基づき、一定の降雨を対象として作成されますが、一定の降雨として、「計画規模」と「想定最大規模」の2種類を想定したものが公表されています。なお、想定最大規模については、平成27年の水防法改正により新たに規定されました。

規模区分	内容
計画規模	河川整備の目標とする降雨で、河川の流域の大きさや想定される被害の大きさなどを考慮して定められています。広島市内の指定河川では、概ね30年から200年に一度発生する降雨が対象（河川によって異なります。）。 【太田川の場合、概ね200年に一度】
想定最大規模	想定し得る最大規模の降雨で、概ね1000年以上に1度発生する降雨が対象 【太田川の場合、概ね1,000年に一度】

### 洪水浸水想定区域の比較図（例：市内デルタ域）



本市における想定最大規模降雨を想定した浸水想定区域図の公表状況は下表のとおりです。

公表済み	国：太田川、三篠川※、根谷川※、古川、旧太田川、元安川、天満川 県：府中大川、安川、鈴張川、三篠川※、根谷川※、南原川、瀬野川、八幡川、水内川、岡ノ下川、猿猴川、京橋川
------	-----------------------------------------------------------------------------------------

※ 三篠川及び根谷川は、国管理区間と県管理区間に分かれています。

## 2 確認方法

本市では、計画規模降雨を想定した浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成しているため、計画規模降雨を想定した浸水想定区域図を確認したい場合は、このマップにより確認することができます。

想定最大規模降雨を想定した浸水想定区域を確認したい場合は、各河川管理者のHPで確認することができます。

規模種別	確認方法
計画規模	広島市洪水ハザードマップ <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html</a>
	国：太田川河川事務所HP > 防災情報 > 太田川水系浸水想定区域図 <a href="https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/bousai/flood2/flood2.html">https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/bousai/flood2/flood2.html</a>
想定最大規模	県：洪水ポータルひろしま <a href="http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx">http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx</a>

### 【太田川河川事務所HPでの確認】

確認したい項目を選択します。  
(想定最大規模 or 計画規模  
・・・etc)

防災情報

雨量・水位 ダム情報

地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)

太田川水系浸水想定区域図

【メニューページ】

- 1. 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)
- 2. 洪水浸水想定区域図(計画規模)
- 3. 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)
- 4. 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等)浸水想定区域(D監流)
- 5. 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等)D監想定区域(河岸侵食)
- 6. 想定最大規模降雨による浸水シミュレーション動画
- 7. 浸水想定区域図閲覧システム(計画規模・想定最大規模)
- 8. 洪水浸水想定区域図(温井ダム下流滝山川及び中瀬川)

総括版  
総括版  
総括版

■ 1. 洪水浸水想定区域図  
閲覧に際しては各河川の管理者を参照し

太田川水系の河川を重ね合わせた統括版(南原川・水内川を除く)  
又は  
確認したい位置 (○/7) 又は河川名を選択します。

7/7  
6/7  
5/7  
4/7  
3/7  
2/7  
1/7  
根谷川  
三篠川  
古川  
天満川  
旧太田川  
元安川

## 【洪水ポータルひろしまでの確認方法】

どこからどこへ逃げるかを知る

浸水想定区域図 (マップ) | 浸水想定区域図 (一覧表)

【浸水想定区域とは】

浸水ポータルひろしま

浸水想定 (計画H22以前) | 浸水想定 (想定最大)

「浸水想定 (計画H22 以前)」をクリックすると、表示可能な種別が表示されますので、確認したい種別を選択します。

浸水想定 (想定最大)

任意の地点の状況を確認できます。

種別	内容
浸水想定 (想定最大)	想定最大規模降雨を想定した場合に、浸水が想定される区域と深さを示したもの
浸水継続時間 (想定最大)	想定最大規模降雨を想定した場合に、氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 0.5m に達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示したもの
浸水想定 (計画)	計画規模降雨を想定した場合に、浸水が想定される区域と深さを示したもので、平成 29 年 4 月以降に見直しが行われ、公表されたもの
浸水想定 (計画 H22 以前)	計画規模降雨を想定した場合に、浸水が想定される区域と深さを示したもので、平成 22 年以前に公表されたもの

### 資料3 水位観測所と小学校区対応表

この対応表は、各基準水位観測所ごとに設定された基準水位（氾濫危険水位等）に到達した場合に、避難指示等を発令する小学校区を示したもので、河川管理者が公表している洪水浸水想定区域図（計画規模）をもとに作成したものです。発令対象区域は、**各小学校区内の洪水浸水想定区域（計画規模）に対して、避難指示等を発令**します。

水位の上昇等により、この表に掲載されていない小学校区に対して避難指示等を発令する場合があります。計画規模を上回る想定最大規模降雨を想定した浸水想定区域図は、洪水ポータル等で確認できます。

#### 【中区・東区・南区・西区】

区分	河川名	水位観測所	対象小学校区			
			中区	東区	南区	西区
洪水予報河川	太田川 下流	祇園大橋				草津・庚午・古田・高須・己斐・己斐東・南観音・観音・天満・広瀬・三篠・大芝
		矢口第一		牛田新町・戸坂・牛田		
水位周知河川	市内派川 (天満川 旧太田川 元安川)	三篠橋	中島・袋町・竹屋・千田			
	八幡川	中地				井口
	府中大川	大須		温品・上温品・矢賀・尾長	大州・荒神町	

#### 【安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区】

区分	河川名	水位観測所	対象小学校区			
			安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
洪水予報河川	太田川 下流	矢口第一	東野・中筋・川内・緑井・梅林・八木・長東・原南・祇園・原・古市・山本・長東西	口田・口田東・落合東		
		中野	八木	可部南・可部・亀山南		
	太田川 上流	飯室		亀山南・可部・飯室・筒瀬・日浦		
		加計				湯来東
	根谷川	新川橋		可部南・可部		
	三篠川	中深川		深川・狩小川		

※ 【安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区】の水位周知河川は、次ページにつづきます↓↓↓

【安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区】

区分	河川名	水位 観測所	対象小学校区			
			安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
水位周知河川	古川	古川				
	鈴張川	向田		飯室・鈴張		
	南原川	南原		可部・三入		
	根谷川	三入南		三入・大林		
	三篠川	白木		三田・高南・井原・狩小川		
		向原		井原		
	水内川	菅沢				湯来西・湯来東
		湯来				湯来東
	八幡川	中地				河内・八幡東・八幡・五日市東・五日市・五日市中央・五日市南・五日市観音
	岡ノ下川	中州橋				五日市中央・楽々園・五日市観音
	安川	上安	伴・安西・安・安東・大町・毘沙門台・古市・祇園・原・長束・山本			
	瀬野川	瀬野			瀬野	
石原				船越・矢野・中野		

資料4 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

<b>施設</b> チェック担当者名	<b>市</b> チェック担当者名

<b>施設名</b>	
<b>施設所在地</b>	

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達			
	<p>1. 気象情報や河川情報、土砂災害、津波に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報、津波情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミングを定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
	<p>2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 原則、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「避難指示（緊急）」が発令された場合に避難を開始することになっているか（避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある）</li> <li><input type="checkbox"/> 「警戒レベル3 高齢者等避難」や「避難指示（緊急）」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を想定しているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】

	<p>3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 大雨や暴風、地震により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日等で職員の参集が必要な場合、迅速に避難行動を行えるよう、あらかじめ職員を確保するなどの検討をしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 通所型の施設（津波災害警戒区域に所在する施設を除く）については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
(イ)避難の誘導		/	/
	<p>1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施設の災害リスク等に対応した適切な避難先（屋内安全確保の場合を含む。）を選定しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 選定した避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保（垂直避難）の場所）は、想定される災害に対して安全な場所であるか（家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあること、食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等）</li> <li><input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
	<p>2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 外部に避難する場合、施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮した避難ルートが選定されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 車両で避難する場合、施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 屋内安全確保（垂直避難）する場合、スムーズに避難できる施設内の避難経路を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】

(ウ) 防災教育及び訓練の実施		
<p>1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい)</li> <li><input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】
(エ) 自衛水防組織の業務（設置した場合のみ記載）		
<p>（自衛水防組織の業務内容の記載の確認） 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか。</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 内部組織（〇〇班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 確認済 【助言等欄】

**災害時要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成ガイドライン**  
**【洪水（河川氾濫）編】**

広島市危機管理室災害予防課

令和8年5月

広島市中区国泰寺町一丁目6-34

TEL082-504-2664 FAX082-504-2802